○農林水産省告示第千三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字北又一九一〇の六・一九一〇の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北又一九一〇の六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町熊内字平谷西五六六、五六七、五七〇、五七二、五七六、五八三、五六八・五六九・五七三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字平谷五七四、五七五、六二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平谷五七五・字平谷西五七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町太郎生字井手ノ谷三二、三二の一、三三から三七まで、三七の一、三八、四一から四八まで、五一から五五まで、五六の一、七一の一、七一の三、字江後七二から八〇まで、九一から九四まで、九五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井手ノ谷三三・三六・三七・三八・四八・五二・七一の一・字江後七三・九四・九五の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　三重県津市一志町井生字東浦二四一三の一、二四一四の二、二四一五の二、二四一七、二四一八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東浦二四一四の二・二四一五の二・二四一八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市串良町有里字西北原牧四七七〇の八、四七七二・四七七二の一・四七七三の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四七七三の一、四七七三の三、四七七三の七、四七七五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市大川字衛理川内三〇一四の六から三〇一四の八まで、三〇一五、三〇一五の一、三〇一八、三〇二八、三〇二八の一、三〇三〇の一、三〇三〇の三、三〇三〇の四、三〇三一の一、三〇三一の一から三〇三二の三まで、三〇三三、三〇三三の二、三〇三三の三、三〇三四の一から三〇三四の一三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）